

デジタルコンテンツ委員会

2009年度の活動テーマ

・委員数 24名
・月1回の委員会開催

1. 著作権法上の諸問題

著作権法制度、著作権法領域における判例、その他デジタルコンテンツに関する周辺法領域の調査・研究及び意見発信

2. デジタル化・ネットワーク化とコンテンツに関わる法的問題

電子商取引・情報財取引における知財問題、パブリシティ権等の法的保護、コンテンツ流通に関する法的問題の調査・研究

2009年度の主な取組み・アウトプット

①活動テーマに関する“立法”の動向把握

- ・著作権法その他関連法の立法の動向をウォッチ
⇒平成21年改正著作権法が成立、施行
- ・仏国でスリーストライク法が議会可決(2009年9月)。各国における同種の著作権侵害対策法令の導入状況を検討

行政

②活動テーマに関する“行政”の動向把握

- ・知的財産戦略本部、文化庁、総務省、経済産業省等における著作権等に関する検討状況をウォッチ
⇒著作権法への権利制限の一般規定(日本版フェアユース)の導入是非について、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に意見書を提出

立法

コンテンツ

著作権

周辺権利・法制度

司法

③活動テーマに関する“司法”の動向把握

- ・毎月1~2件の判例を研究
⇒Winny事件等、著作権やデジタルコンテンツに関する周辺法の判例(全17件)について研究
- ・2005~2008年度に研究した判例について判例集を刊行予定

④活動テーマに関する“新規ビジネス”の動向の調査・研究

- ・Googleブック検索に関する著作権問題の検討・意見交換
- ・クラウドコンピューティングに関する知的財産問題の検討・意見交換

立法

平成21年著作権法の一部改正

権利を強める改正

権利を弱める改正

改正項目	改正内容
1. 違法な著作物の流通抑止	
①違法なインターネット配信からの音楽・映像のダウンロードの違法化	違法配信と知りながら音楽・映像を複製する行為は、私的使用目的でも権利侵害とする(罰則なし)
②海賊版と知りながら行う販売の申出の違法化	海賊版の販売や販売目的の所持等に加え、海賊版と承知の上で行う販売の申出も、権利侵害とする(罰則あり)
2. ネットワークを活用した著作物利用の円滑化	
①インターネット情報検索サービスの適法化	検索サービス事業者は、Web上の著作物をサーバに蓄積・整理し、検索結果の表示等を行うことができる
②通信過程における一時的蓄積の適法化	通信過程の送信の効率化(RAID、ミラー、キャッシュ、バックアップ)のために、サーバ等に蓄積できる
③電子機器利用時における一時的蓄積の適法化	情報処理の効率化の目的で電子機器内のメモリ等に記録できる
④インターネット販売等での美術品等の画像掲載の適法化	政令で定める措置(複製防止措置等)を行うことを条件にネットオークション等で美術品等の画像を掲載できる
⑤情報解析研究のための著作物の複製の適法化	電子機器による情報解析の目的で記録・改変できる
⑥権利者不明のコンテンツ利用の円滑化	裁定制度を利用しやすく改善し、著作隣接権も対象とする
⑦国立国会図書館の蔵書のデジタル化	国会図書館は、蔵書の滅失、損傷を避けるため電子化できる
3. 障害者の情報利用の機会の確保	映画・放送番組への字幕・手話の付与等、幅広い行為が可能に
4. 登録原簿の電子化	著作権登録原簿等が磁気ディスクをもって調製できる

平成22年1月1日施行

※改正内容の詳細解説は、『知財管理』(Vol.59, No.12 2009, p.1659-1668)をご覧ください。

知財管理 12

1. 問題の所在

著作権法は、私的使用のための複製や引用等、具体的な行為を掲げ、その行為には著作権が及ばないとする規定(個別権利制限規定)を置いている。しかし、技術の進展に伴い、著作物の利用形態が多様化し、著作権者の利益を不当に害しなくても、個別権利制限規定が適用されない行為は形式的には侵害となるため、著作物の利用を萎縮させ、文化やビジネスの発展を妨げるおそれが生じている。

そのため、著作権者の利益を不当に害しない公正な利用であれば著作権侵害を構成しないとする、著作権を一般的に制限する規定(フェアユース規定)を導入することが議論されている。

2. 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会への意見書の提出

- ・著作物の通常の利用を妨げず、著作権者の利益を不当に害しない範囲でフェアユース規定を導入すべき
- ・事後的に個別権利制限規定を追加するのでは、環境の変化にタイムリーに対応できない
- ・フェアユース規定の適用対象となり得る具体的な行為を例示列挙:

- 【例】
- 商品やサービスの説明、デモ目的で、音楽や映像を録音・録画して、客に視聴させること
 - 電化製品等のカタログとして、部屋での使用イメージを写真撮影した際、絵画等の著作物が写り込むこと
 - 電子機器の開発や性能試験のために必要な範囲で、音楽や映像を録音・録画、公衆送信すること
 - 他の種類の機器で再生できるように、著作物を異なる媒体に複製したり、ファイル形式を変換すること

- ・フェアユース規定で適法となるべき行為が、個別権利制限規定の反対解釈で違法とならないように

3. フェアユース規定FAQ(『知財管理』Vol.59, No.11 2009, p.1533-1536より抜粋)



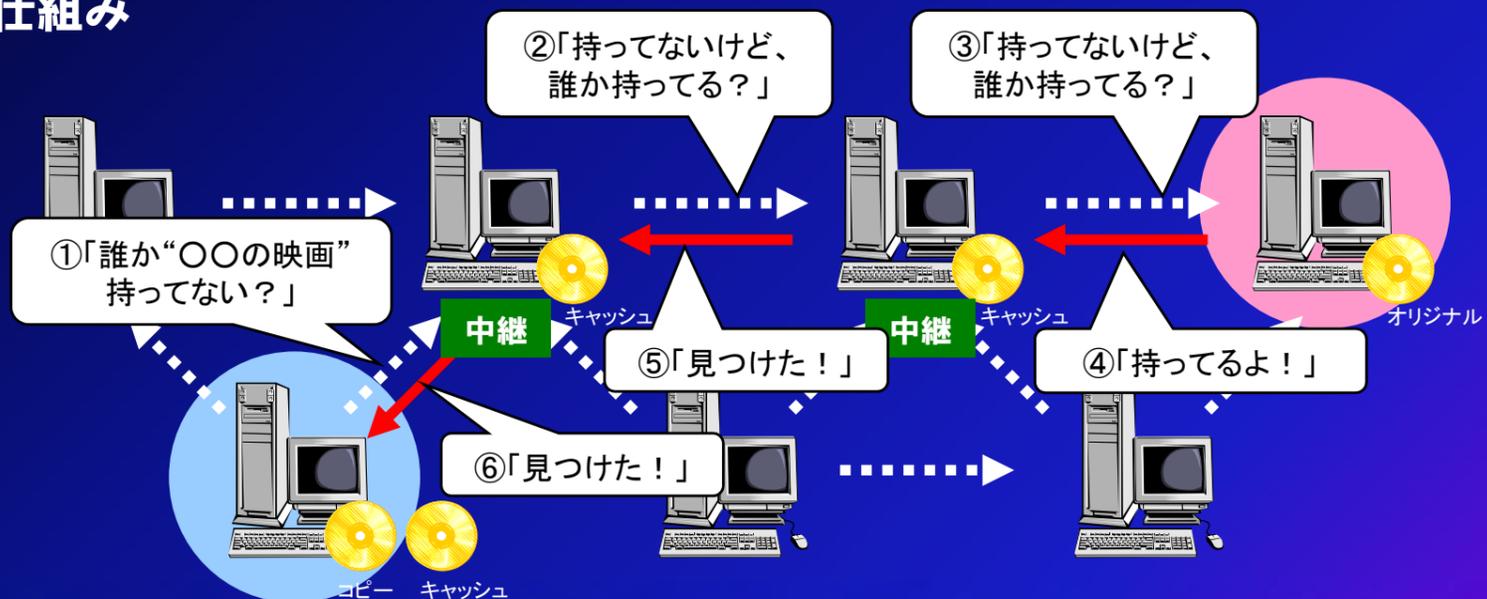
Q. 裁判例では、フェアユースの扱いはどうなっているか?	A. 日本の著作権法では権利制限の一般規定を定めていないため、フェアユースに基づく抗弁は否定されている
Q. フェアユース規定導入に反対の意見は?	A. 違法行為の蔓延や、司法の判断のみに解決を委ねることを不安視する意見もある
Q. 導入するとすれば、どのような法制が考えられるか?	A. 米国著作権法と同様、一般条項を個別権利制限規定の前に置く方法や、個別の権利制限規定の後に“受け皿”規定として置く方法がある
Q. 検討状況は?	A. 「知財推進計画2009」において、日本版フェアユース規定の導入が重点的に講ずべき施策として位置づけられ、文化審議会著作権分科会にて審議中

司法 判例研究(例:Winny事件 控訴審 大阪高裁H21年10月8日)

1. 事件の概要

2002年 5月 Winny開発者(以下、X)がWinnyを公開
 2003年11月 Winnyユーザ2名(以下、Y1、Y2)が著作権法違反(公衆送信権侵害)の容疑で逮捕される
 2004年 5月 XがY1、Y2による著作権法違反を幫助した容疑で逮捕、起訴される
 2006年12月 第1審(京都地裁)は、Xに対し、罰金150万円の有罪判決⇒検察、X双方が控訴
 2009年10月 **第2審(大阪高裁)は、Xの逆転無罪判決⇒検察が上告**

2. Winnyの仕組み



3. 控訴審判決

「Xは、価値中立のソフトであるWinnyをインターネット上で公開、提供した際、著作権侵害をする者が出る可能性・蓋然性があることを認識し、それを認容していたことは認められるが、それ以上に、著作権侵害の用途のみに又はこれを主要な用途として使用させるようにインターネット上で勧めてWinnyを提供していたとは認められないから、Xに**幫助犯の成立を認めることはできない**。」

